

〔参考資料〕

「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」

国土交通省関東地方整備局のホームページから、申請方法、様式類、手引などがダウンロードできますので、御確認ください。

なお、内容などについてのお問合せは、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課（代表電話048-601-3151 内線6154、6155）にお願いします。

〈国土交通大臣許可業者の「特殊な経営事項審査」の審査前の相談〉

- ・ 国土交通大臣許可業者が合併、分割等の後で経営事項審査を受ける場合の手続、書類関係の相談
- ・ 国土交通大臣許可業者が企業集団、持株会社で経営事項審査を受ける場合
- ・ 国土交通大臣許可業者を受けている外国建設業者が経営事項審査を受ける場合の事前相談は国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課(代表電話048-601-3151)にお願いします。

- * 手数料については、6ページの「経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法」を御参照ください。
- * 提出書類のつづり方の順番は、巻末の「国土交通大臣許可における経営事項審査について」を御参照ください。
- * 収入印紙は、あらかじめ郵便局で御購入ください。
- * 大臣許可業者の経営事項審査の申請は、都道府県を經由して、国土交通省（関東地方整備局）で審査をしますが、東京都における申請書類等の受付（本店所在地が、東京都にある大臣許可業者）には、知事許可と同様に、建設業課内 受付コーナー（都庁第二本庁舎3階）へ御来庁いただき、予約をしていただくこととなりますので、よろしく御願います（2ページの「経営事項審査日の予約」を参照）。
- * 申請書類・裏付け資料提出の前に、必ず、不足書類の有無・記載の有無などを御確認ください。また、申請書類等の受付時には、速やかに、書類・資料を提出できるように、整理をしておいてください。

提出書類及び確認書類の変更等があれば、関東地方整備局のホームページ等で公表いたしますので御確認ください。

- 関東地方整備局のHP
<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通大臣許可における経営事項審査について

【1】申請書等

- ①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
建設業法施行規則別記様式25号の11(20001帳票)
- ②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙1(20002帳票)
- ②-2工事種類別完成工事高付表
国総建第289号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出
- ③その他の審査項目(社会性等)
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙3(20004帳票)
- ④技術職員名簿
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙2(20005帳票)
- ⑤経営状況分析結果通知書(原本)
建設業法施行規則別記様式25号の10
登録経営状況分析機関が発行した“原本”が必要
- ⑥外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(原本)
※該当する場合のみ提出
国土交通大臣が認定した認定書の“原本”が必要
- ⑦委任状(行政書士等による代理申請の場合)
- ⑧審査手数料印紙貼付書

申請書等の入手方法

経営事項審査に係る申請書等は、関東地方整備局ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

定期的に更新しております。

積み上げを利用している場合は作成してください！

⑦、⑧の様式については建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。

外国子会社の経営実績の評価を希望する建設業者は、事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります。認定については、直接、国土交通本省土地・建設産業局建設業課に認定の申請をして下さい。

【2】添付書類

工事経歴書(様式第2号)

建設業法施行規則別記様式2号

※工事経歴書の上から5件分の記載がある1ページ目及び、業種の合計額の記載がある最終ページを提出。

【3】確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」を参照下さい。

※確認書類は、国土交通大臣許可業者と都県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

〔1〕申請書等

正本:1部

副本:主たる営業所がある各都県によって必要部数が異なります。

- 1部…茨城県、東京都、長野県
- 2部…栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県
- 無し…千葉県、群馬県

〔2〕添付書類 1部

〔3〕確認書類 1部

審査中、お問い合わせすることもありますので、提出書類の控えは必ず保管して下さい。

「添付書類・確認書類」については、返却しませんので、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。(書類削減の爲なるべく両面コピーをお願いします)

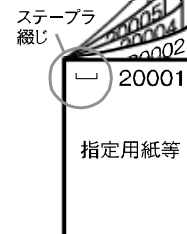
※確認書類については、関東地方整備局にて「溶解処理」します。

【2】綴じ方

・申請書等は、左上をステープラ(ホッチキス)で綴じてください。

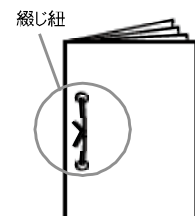
但し、⑧は綴じないこと

・添付書類・確認書類は、左側(2穴)綴じ紐で綴じてください。



〔申請書等〕

①～⑧番号順に並べてください！



〔添付書類・確認書類〕

返却いたしませんので、コピー等で！

国土交通大臣許可における経営事項審査について(確認書類一覧)

H31.4.1~

確認書類 ※全て写し(確認書類削減のため、出来るだけ両面コピーにてお願いします。)		備考	
必須 確認 書類	1 法人番号 (下記のどちらか) □法人番号指定通知書 □国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報(事業所名称、法人番号、所在地等が記載されているもの)		
	2 審査対象事業年度 □消費税確定申告書の控え及び添付書類(附表2) □消費税納税証明書(その1) → □前年度未受審の場合は2期分		
	3 審査対象事業年度 □工事経歴書(様式第2号)の上から5件分の記載がある1ページ目及び、業種の合計額の記載がある最終ページ □工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書(注文書と請書はセットです) ※業種ごとに、記載順に上から5件(5件に満たない場合は全て) → □前年度未受審の場合は2期分(知事許可で前年度受審していればこの限りではありません)	※契約書等の右上余白部分に、業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入下さい。(例)土-1、土-2	
	4 □直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	前期、前々期の内訳を消す必要はありません。	
	5 □法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)→2期分 □但し、経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は、損益計算書(当期分)の完成工事高の記載のあるページのみ添付すること □なお、「[項番17]自己資本額」において、2期平均を選択する場合には、前期分の貸借対照表(様式第15号)が必要		
	6 技術職員及び公認会計士等(⑧)に計上している方の常勤性の証明(人)	<p>○新規に採用する者の場合に 下記①又は② (①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可) □①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 □②住民税特別徴収税額を通知する書面(のいずれか)</p> <p>○新規に退職する者の場合に 上記①又は② (①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可) + ③~④のいずれか □③事業所の名称が記載された健康保険被保険者証(健康保険組合が発行した資格証明書も可) □④雇用保険被保険者資格取得確認通知書</p> <p>継続雇用 □継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)※ □継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 ※労働基準監督署の受付印のある表紙及び定年について記載のある頁及び継続雇用制度について記載のある頁の抜粋で可)</p> <p>公認 等 計 士 下記①又は② (①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可) □①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 □②住民税特別徴収税額を通知する書面(のいずれか)</p>	
	7 技術職員の資格等の証明	<p>技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 □①合格証等 □②001及び002資格及び099の技術職員名簿一覧表 □③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(必ず審査基準日時点で有効なことを確認すること) ※監理技術者資格者証等により資格が確認できれば合格証等の添付は省略可</p>	
書類名 注意事項			
任意 確認 書類 その他の 審査 項目 (社会性等 への 審査 に 該当 する 場合 のみ 必要)	8 [項番41] 雇用保険加入(有・無・適用除外)	<p>□①労働保険概算・確定保険料申告書の控え(労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可) □②これにより申告した保険料の納入に係る領収通知書(両方)</p>	審査基準日を含む期のもの
	9 [項番42] 健康保険加入(有・無・適用除外)	<p>□①保険料の納入に係る領収証書 □②納入証明書 (①②のいずれか)</p>	審査基準日を含む月のもの(1ヶ月分)
	10 [項番43] 厚生年金保険加入(有・無・適用除外)	□保険料の納入に係る領収証書	審査基準日を含む月のもの(1ヶ月分)
	11 [項番44] 建設業退職金共済制度加入(有・無)	□建設業退職金共済制度加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
	12 [項番45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入(有・無)	<p>以下の資料(①~⑦)の「いずれか」</p> <p>退職一時金 □①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 □②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 □③労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規定部分も含めて提出すること) 企業年金 □④厚生年金基金への加入を証明する書面 □⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 □⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 □⑦資産管理運用機関との間の契約書</p>	保険期間に審査基準日を含むもの
	13 [項番46] 法定外労働災害補償制度加入(有・無)	<p>以下の資料(①~④)の「いずれか」</p> <p>□①(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 □②(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 □③全日本火災共済協同組合連合会又は(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 □④労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面(のいずれか) ※次の要件のすべてを満たすものであること ・業務災害と、通勤災害のいずれも対象であること ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべての)直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること ・当該工事が行うすべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること</p>	審査基準日に加入していることが証明できるもの
	14 [項番48] 民事再生法又は会社更生法の適用(有・無)	□「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続最終決定日」を確認することができる書類の写し	平成23年4月1日以降のものを対象とする
	15 [項番49] 防災協定の締結(有・無)	以下の資料(①~②)の「いずれか」 □①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と、直接協定を締結している場合は、防災協定書 □②申請者が加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る
	16 [項番50-51] 法令遵守の状況(営停・指示・無)	□営業停止命令書若しくは指示書 ※審査対象事業年度の一年間の状況	建設業法28条に基づく処分です。(発注者が行う指名停止等は該当しません。)
	17 [項番52] 監査の受審状況(1. 会計監査人の設置・2. 会計参与の設置・3. 経営処理の適正を確認した旨の書類の提出・4. 無)	<p>□①有価証券報告書若しくは監査証明書 □②会計参与報告書 □③建設業の経理事務の責任者(社内常勤)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士に合格した者のいずれかに該当する者が(経理処理の適正を確認した旨の書類)に自ら署名を付したものの</p>	③の場合、別途「確認項目」を添付してください。
	18 [項番53] 公認会計士・会計士補・税理士・1級登録経理試験合格者(人) [項番54] 2級登録経理試験合格者(人)	□合格証等資格を証明する書面	6の常勤性の証明も必要です。
	19 [項番55] 研究開発費(2期平均)	□注記表(様式17号の2) → 2期分 ※[項番52]で「1」を選択した場合のみ	
	20 [項番56] 建設機械の所有及びリース台数(台)	<p>□①建設機械の保有状況一覧表 □②売買契約書又はリース契約書(メーカー側からの販売証明書(製造番号がわかるもの)でも可) ※リース期間が審査基準日から1年7ヶ月に満たない建設機械については、評価を受けようとする場合は「リースに関する申出書」が必要 □③カタログ(前審査基準日において評価の対象となったものは省略可) □④以下の書類を提出 移動式クレーン 製造時等検査証又は性能検査証の写し 大型ダンプ車 自動車検査証の写し(※備考欄に「建」の表示があるもの、又は、営業用ダンプを主として建設業の用途に使用している場合は、備考欄に「建」の表示があるもの) その他の建設機械 特定自主検査記録表の写し</p>	一覧表の記載順に、1台の機械毎に契約書等、カタログ、検査記録表の順にセットで添付すること(契約書等、検査記録表は審査基準日時点で有効なものであること)
	21 [項番57] ISO9001の登録(有・無)	<p>□ISO9001の登録証 □付属書(認証範囲を確認することができる書面)の写し</p>	①活動内容に建設業が含まれていること及び ②建設業法上の従たる営業所の全てが認証範囲に含まれていることが必要です。
22 [項番58] ISO14001の登録(有・無)	<p>□ISO14001の登録証 □付属書(認証範囲を確認することができる書面)の写し</p>		
23 [項番59] 若年技術職員の継続的な育成及び確保(該当・非該当) (%)	□確認書類6の①で生年月日を確認。②の場合は、確認書類6の③又は④で生年月日を確認。	新規掲載者欄に○がない技術者で②の書類の場合は③又は④が別途必要です。	
24 [項番60] 新規若年技術職員の育成及び確保(該当・非該当) (%)	□確認書類6の①で生年月日を確認。②の場合は、確認書類6の③又は④で生年月日を確認。	新規掲載者欄に○がない技術者で②の書類の場合は③又は④が別途必要です。	

※必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出等を求める場合があります。
※「確認書類」は返却致しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出してください。

登録番号 (31) 11

経営事項審査申請説明書 (経営規模等評価申請・総合評定値請求)

発行 令和元年6月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03-5321-1111 (代表)

印刷 株式会社信英堂
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-14-11
TEL 03-3357-6711
